

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる注意喚起（1月12日）

●12日、オンタリオ州政府は、新型コロナウイルスの感染者数の急増を受けて、2回目の緊急事態を発令し、1月14日（木）午前0時から、外出制限措置等を実施する旨発表しました。

1. オンタリオ州内の新たな制限・規制措置

- (1) 1月14日（木）午前0時から、全ての州民に対し、生活必要物資の購入、保健サービスの受診、運動、必須産業への従事を目的とした外出を除き、外出制限措置が実施されます。
- (2) 現在シャットダウン下で講じられている規制措置に加え、1月12日から14日の間に講じられる主な措置は以下のとおりです。
 - ・屋外での集会は5人まで。
 - ・道具店、酒屋、その他店頭受け渡しや配達を行う非生活必需品を扱う小売店は、午前7時から午後8時までの営業に限定。本措置は、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、コンビニエンス・ストア、持ち帰りや配達を行うレストランは対象外。
- (3) 本措置に違反した場合には、罰金、刑事訴追の対象となる可能性があります。
- (4) 詳細については、以下を御参照ください。

<https://news.ontario.ca/en/release/59922/ontario-declares-second-provincial-emergency-to-address-covid-19-crisis-and-save-lives>

2. オンタリオ州の感染者数

1月12日午前10時30分現在、オンタリオ州保健省は、州内の新型コロナウイルスの感染者数について、新規2,903症例、累計222,023症例（累計死亡：5,053症例、累計回復：186,829症例含む）と発表しました。

オンタリオ州内では、新型コロナウイルス新規感染者数は増加傾向となっています。州及び各自治体で制限・規制措置が取られており、それら感染防止の目的で講じられている措置や奨励されている措置（物理的な距離の確保、屋内でのマスクの着用、感染が疑われた場合等の適切な自己隔離、集会人数の規制等、職場等各安全ガイドラインの遵守）を確実に実施することが強く呼びかけられています。

在留邦人の皆様におかれては、オンタリオ州政府や御自身がお住まいの地域のウェブサイト等から常に感染情報を確認し、上記措置を遵守しつつ、これまでと同様に感染予防に努めてください。